

# 野木町 議会 だより

第143号  
令和5年11月1日

令和5年9月定例会



## 秋風にそよぐコスモス～花と緑いっぱい運動～

(野木環境保全会)

議案の審議状況	②～③
令和4年度の決算の概要	④～⑤
監査報告の概要	⑥
決算審議のQ&A	⑦
討論	⑧～⑨
気になる議案をピックアップ	⑨
一般質問(10議員)	⑩～⑱
議会の主な活動	⑳

# 令和5年 第4回 野木町議会定例会

9月7日(木)から21日(木)までの15日間の会期で9月定例会が開かれ、町長から提案された議案20件を審議しました。各議案の審議結果は3ページのとおりです。

## 会期日程

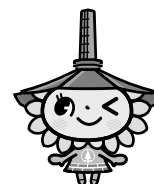
9月7日(木)	本 会 議
9月8日(金)	一 般 質 問
9月9日(土)・10日(日)	休 会 ( 議 事 調 査 日 )
9月11日(月)	一 般 質 問
9月12日(火)・13日(水)	予算決算常任委員会
9月14日(木)	総務経済常任委員会／文教民生常任委員会
9月15日(金)	予算決算常任委員会
9月16日(土)～20日(水)	休 会 ( 議 事 調 査 日 )
9月21日(木)	本 会 議



## 野木町議会からのお知らせ

**議会を傍聴しませんか？**

次回の定例会は11月30日(木)から開会予定です。



## 9 月定例会議案審議結果

議案番号	件 名	賛成・反対	議決結果
第 1 号	野木町税条例の一部を改正する条例	全員賛成	可 決
第 2 号	令和 4 年度野木町一般会計歳入歳出決算の認定	賛成多数	認 定
第 3 号	令和 4 年度野木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定	全員賛成	認 定
第 4 号	令和 4 年度野木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定	全員賛成	認 定
第 5 号	令和 4 年度野木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定	全員賛成	認 定
第 6 号	令和 4 年度野木町営墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定	全員賛成	認 定
第 7 号	令和 4 年度野木町水道事業会計決算の認定	全員賛成	認 定
第 8 号	令和 4 年度下水道事業会計決算の認定	全員賛成	認 定
第 9 号	専決処分事項(専決第6号)の承認を求めること 令和 5 年度野木町一般会計補正予算(第 4 号)※突風災害対応経費	賛成多数	承 認
第 10 号	専決処分事項(専決第7号)の承認を求めること 令和 5 年度野木町一般会計補正予算(第 4 号)※突風災害世帯への見舞金	全員賛成	承 認
第 11 号	令和 5 年度野木町一般会計補正予算(第 6 号)	全員賛成	可 決
第 12 号	令和 5 年度野木町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)	全員賛成	可 決
第 13 号	令和 5 年度野木町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)	全員賛成	可 決
第 14 号	令和 5 年度野木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)	全員賛成	可 決
第 15 号	令和 5 年度野木町水道事業会計補正予算(第 1 号)	全員賛成	可 決
第 16 号	令和 5 年度野木町下水道事業会計補正予算(第 1 号)	全員賛成	可 決
第 17 号	町有財産の取得※消防ポンプ自動車の購入	全員賛成	可 決
第 18 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること	全員賛成	同 意
第 19 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めること	全員賛成	同 意
第 20 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること	全員賛成	適 任

※色付きの案件は賛否が分かれたものです。賛否の詳細は20ページに掲載しています。

# 令和4年度会計

## 一般

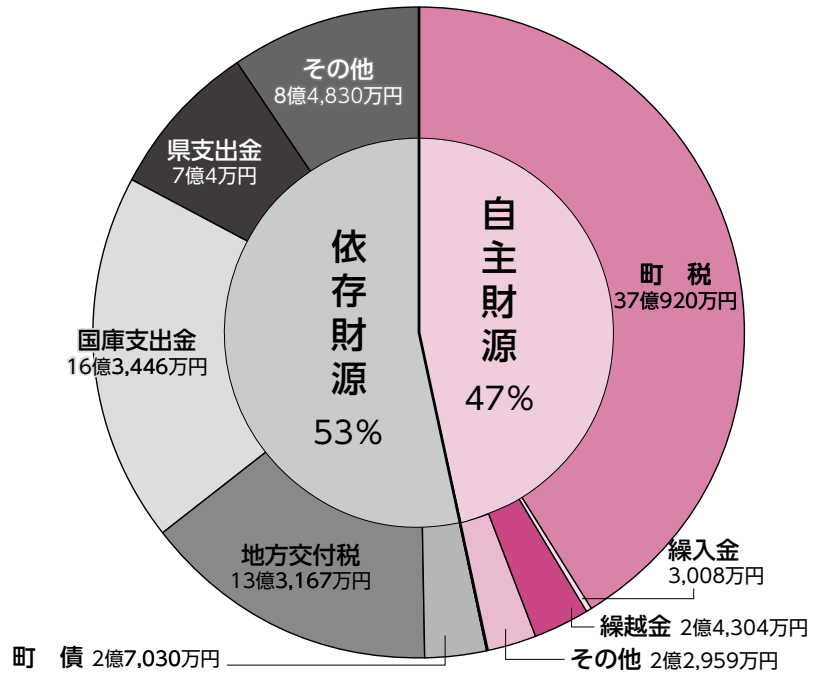
令和4年度会計決算は、9月7日(木)の定例会本会議初日に、一般会計と4つの特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の説明、監査委員による監査報告を受け、予算決算常任委員会へ付託しました。

委員会では、決算書に沿って主要事業の説明、質疑等を経て各会計決算について「認定すべき」と判断し、9月21日(木)の本会議最終日に、委員会の審議結果報告を受けて表決を行い、全会計の決算を認定しました。



## 歳入

決算額 89億9,668万円



## 一般会計決算について

### 特別会計

会計名	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
国民健康保険特別会計	28億1,787万円	27億4,236万円	26億8,414万円	5,822万円
介護保険特別会計	22億1,074万円	23億688万円	20億7,257万円	2億3,431万円
後期高齢者医療特別会計	3億6,601万円	3億5,716万円	3億5,327万円	389万円
町営墓地事業特別会計	4,559万円	4,628万円	1,434万円	3,194万円

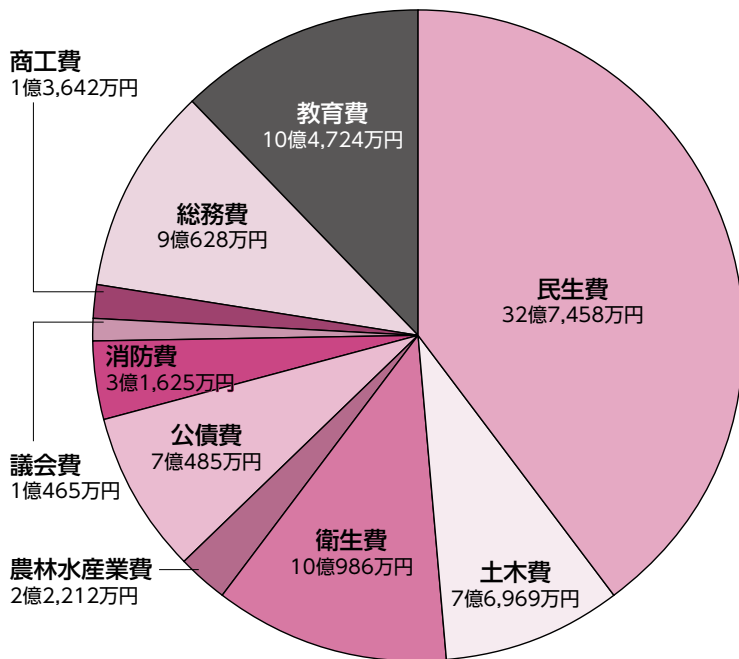
各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計について  
**全員賛成で「認定」と決しました** ※議長を除く

# 決算審議

## 会計

### 歳出

決算額 84 億 9,194 万円



## 12 対 1 で「認定」と決しました

※議長を除く

水道事業会計 △：マイナス			
	収入	支出	差引額
収益的 <sup>*1</sup>	3 億 6,438 万円	3 億 6,512 万円	△ 74 万円
資本的 <sup>*2</sup>	877 万円	2 億 6,638 万円	△ 2 億 5,761 万円

下水道事業会計 △：マイナス			
	収入	支出	差引額
収益的 <sup>*3</sup>	7 億 2,281 万円	5 億 7,597 万円	1 億 4,684 万円
資本的 <sup>*2</sup>	2 億 5,143 万円	5 億 1,859 万円	△ 2 億 6,716 万円

※1 収益的収支とは、水道事業の経営活動により発生する収支。(水道料金、人件費等)

※2 資本的収支とは、施設の建設改良に関する投資的な収支で、将来に結びついていくもの。(企業債等)

※3 収益的収支とは、下水道事業の経営活動により発生する収支。(下水道使用料、農業集落排水施設使用料、人件費等)

\*資本的収支に係る不足額は、内部留保資金等で補てんしている。

## Q & A

**Q. 自主財源とは……**

A. 町が自主的に徴収できる財源のことです。

(例：町民税、固定資産税など)

**Q. 依存財源とは……**

A. 国や県を経由する財源のうち、町の裁量が制限されている財源のことです。

(例：国庫支出金、地方交付税など)

**Q. 調定額とは……**

A. 調定とは、歳入の内容を具体的に調査し収入すべき金額を決定する行為であり、その決定した額のことを調定額といいます。

**Q. 予算現額とは……**

A. 当該年度に執行する全事業の基となる予算の総額で、当初予算に補正予算と前年度からの繰越予算を加減した総額のことです。

**Q. 不納欠損額とは……**

A. すでに調定した歳入のうち、督促等を行ってもなお納付されずに時効を迎えた場合や、法令に基づいて債務を免除した場合に、損失として処分する額のことです。

# 令和4年度 各会計決算に関する監査報告概要

9月定例会において、監査委員による各会計に関する決算の審査結果の報告が行われました。

## 一般会計

**歳入**は、前年度比7,862万9,633円減の89億9,668万1,116円となった。

予算現額に対する収入率は101.3%、調定額に対する収入率は、99.2%である。

町税は、調定額に対する収入率が前年度を0.5ポイント上回る98.1%で、37億920万4,185円の収入を確保できた。

町税の不納欠損額は、885万1,720円で前年度比272万5,294円の増(44.5%)となっている。今後とも消滅時効前の徴収業務を強化し、収納率の向上に努められたい。

地方交付税は、13億3,166万8千円であり、前年度比8,739万5千円の増(7.0%)となっているが、財政環境は依然厳しい状況にあることから、自主財源の確保及び事務の合理化・効率化をさらに進め、経費節減等になお一層努められたい。

臨時財政対策債は、発行額が1億6,300万円であり、前年度より増となっている。地方交付税の措置はあるものの、実質的には借り入れであり、将来負担軽減のために起債については、より慎重に当たられたい。

**歳出**は、予算現額88億8,149万5千円に対して、84億9,194万4,306円、執行率は前年度を0.4ポイント上回る95.6%であった。

翌年度繰越額は、5,804万1千円となっている。

**不用額**は、3億3,150万9,694円で前年度比4,678万4,200円(16.4%)の増となっている。多額の不用額が生じないよう適切な予算額の算定と、金額が確定したものは適時、補正減等を行うよう努められたい。

## 公営企業会計

### 水道事業会計

今後とも企業経営の基本的原則に立ち、収納率の向上に努められたい。

### 下水道事業会計

使用料の負担に対する公平性の確保及び健全運営のために、より一層の収納率の向上に努められたい。

## 特別会計

### 国民健康保険特別会計

**歳入**は、収入未済額が前年度より1,466万5,956円の減となっている。被保険者に対し国保制度について十分に理解を求め、保険料滞納者に対しては、納税相談等により、個々の滞納状況を把握し関係各課との連携を密にして、さらなる滞納額の減少に努め、収納率の向上に努められたい。国保税の不納欠損額については、前年度より837万1,436円の増となっており、負担に対する公平性の確保のためにも不納欠損を発生させぬ様、今後とも滞納者への積極的な対応によって、消滅時効前の収納に努められたい。

**歳出**では、今後とも医療費にかかる支出の抑制のため、さらなる疾病予防対策、特に特定健診の受診率の向上及び適正受診等の啓発に努められたい。

### 介護保険特別会計 / 後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計における保険料の収入未済額及び不納欠損額は前年度比で減少した。また後期高齢者医療特別会計の保険料の収入未済額は前年度比で増加したが不納欠損額は減少した。

両特別会計において、滞納者に対しては、負担に対する公平性の確保のためにも不納欠損を発生させぬ様、消滅時効前の収納に努めるとともに、より一層の保険料徴収強化に努められたい。

### 町営墓地事業特別会計

**不用額**は、3,125万2,396円で、例年、多額の予備費が不用額となっており、公債費の繰り上げ償還をするなど、適正な処理に努められたい。

## 審査結果

審査に付された決算書並びに附属書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で、その内容も適正であることが認められました。



代表監査委員  
岩崎忠義氏

産業

2,416万円

一般会計 / 産業振興課  
中小企業経営支援キャッシュレス決済推進事業

**問** キャッシュレス決済をすることで最大30%のポイントが付与される事業では、かなり成果が出たようだが、町ではどのように分析しているか。

**答** キャッシュレス決済使用者の20~25%が町外の方の利用で、飲食や買い物に合わせ観光につながったことが効果と考える。また、業種別では、約5割が食品販売店での利用であり、それ以外では飲食店、居酒屋、美容業が多かった。



特定空家等

633万円

一般会計 / 政策課

空家等対策推進事業

**問** 特定空家等の解体工事後の経過状況と、土地の売却はできたのか。

**答** 6月に入札を行い、土地の購入者が決まったので、精算をはじめ諸々の手続きを整理しているところである。

町営墓地

766万円

町営墓地事業特別会計 / 生活環境課

町営墓地管理事業

**問** 現在の町営墓地の利用状況は。

**答** 芝生墓地は178基、普通墓地が12基残っており、広報10月号で募集し販売していく。なお、合葬墓地40基は完売している。

その他

マイナンバーカードに関する質疑

一般会計 / 住民課

**問** マイナンバーカード普及に対する国庫補助金により、マイナンバーカード出張申請サポート事業など様々な事業を行っているが、成果は上がったのか。また、保有率は上昇しているのか。

**答** 出張サポートとして町内にある6つの企業に伺ったり、庁内で開催された会議の場や図書館、ワクチン接種会場等で申請支援を行い、126名の申請があった。3月末時点での交付率は64.5%だが、その後も増加している。



水道管路更新に関する質疑

水道事業会計 / 上下水道課

**問** 今後、管路更新を進めるためには多額の経費が必要となり、将来的には水道料金の値上げ等も考えなければならないと思うが、町の認識は。

**答** これまで概ね健全な経営を維持してきたが、管路を順次更新していくには恒常的に更新コストがかかってくるので、それを念頭に置いた料金体系の見直しは必須と考えている。

**反対** 宮崎 美知子 議員

「役場庁舎トイレ改修工事」の予算化に当たり、町は町内業者3社に見積もりを依頼し、3社を含む9社を指名し競争入札を実施。落札は3社のうちの1社で落札率97.3%。ほぼ見積もり通りの結果となりました。「なれ合い」以上に驚くべきは、この程度の設計積算額を職員が作れず、業者頼みにしている町行政の現状です。

「佐川野小屋上防水・外壁改修工事設計業務委託」では、屋上防水のみの工事予算が間接経費込みで、友沼小同工事の直接工事費1,104万円の2.83倍の3,126万円となりました。高額のため2か年計画としたが、公共事業がこんなに高くは、新規どころか既存の町民サービスも先細りします。「業者頼み」が過ぎる現状を打破しなければなりません。野木町には技術職員が1人もいません。上三川町は既に10数名の技術職員がおり、今年度さらに募集しています。大学等で土木や建築課程を終了した人、土木・電気・機械設備の施工管理技士、建築士や建築施工管理技士などの有資格者の優先採用を強く願います。

**賛成** 黒川 広 議員

賛成の立場から意見を申し上げます。

決算認定の意義については、税金の使われた結果を予算に照らして検討し、以後の行財政運営の改善に役立てる点に重要な意義があると考えます。決算審査の着眼点として、議員必携によれば、歳入の審査に当たっては4項目、1町税の徴収がよくなされているか、2補助金が確保されているか、3町債が確保されているか、4その他、収入確保の努力が十分であったか、また歳出の審査に当たっては5項目、1支出が適法適切になされているか、2不用額は、妥当であるか、3予算の流用が適切になされているか、4予備費の充当は、適切であるか、5補助金の効果が上がっているか、が解説されています。

これらの点から審査した結果、監査委員の決算審査の報告及び議員の審議結果を踏まえると、特に不認定とする積極的な理由はないと判断し、賛成するものです。

**賛成** 鈴木 孝昌 議員

私は、反対討論は「反対しました」というパフォーマンスにしか捉えられません。決算とは、行政が1年間汗を流して取組んだ施策の成果・結果を数字で表わしたものです。それを否定することは、執行部が実施した町民サービス施策や努力を否定することであり、各種事業を通し、救われた人々や元気をもらった人々の気持ちも否定することになります。

決算認定制度の意義として、歳入歳出予算執行の結果を総合的に確認・検証して予算効果と行政効果を客観的に判断し、今後の改善や反省事項の把握と活用であり、その結果を町の財政運営の一層の健全化と適正化に役立てるといふ、将来に向けての前向きな意義が重要とされています。その意義を理解の下、歳入歳出予算執行の結果は、各種施策の推進に適切な予算執行が図られていると理解し、賛成討論といたします。



# 気になる議案をピックアップ！

## 議案第 9 号

### 専決処分事項（専決第 6 号）の承認を求めること

7月10日の突風により発生した災害対応経費について、緊急に対応が必要となり、令和5年度野木町一般会計補正予算（第4号）を専決処分したため、議会の承認を求めたものです。

〈内容〉

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,216万7千円を追加し、予算総額を90億5,700万4千円とするもので、主なものは、災害ごみ運搬業務や義務教育施設及び社会教育施設復旧事業などです。

※災害廃棄物の処分は、協議の結果、小山広域保健衛生組合が行うことになりました。小山広域より、7月27日に、①災害廃棄物の予算は「専決処分」で行いたい。②専決処分日は7月31日としたい。③小山広域が予算を専決するうえで、野木町は予算の確定をお願いしたい、と連絡がありました。これにより、野木町は、予算確保に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、早急に対応が必要な業務を含め7月28日に専決処分をしました。

## 議案第 18 号

### 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること

委員の任期満了に伴い、選任について同意を求めるものです。

渡邊 佐一氏（再任）  
大字潤島在住

## 議案第 19 号

### 教育委員会委員の任命につき同意を求めること

委員の任期満了に伴い、任命について同意を求めるものです。

工藤 仁氏（再任）  
大字潤島在住

## 議案第 20 号

### 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること

委員の退任に伴い、推薦について意見を求めるものです。

福島 律子氏（新任）  
大字友沼在住

## 討 論

### 専決処分（専決第6号）の承認を求めることについて

※討論は本人が要約して執筆

#### 反対 坂口 進治 議員

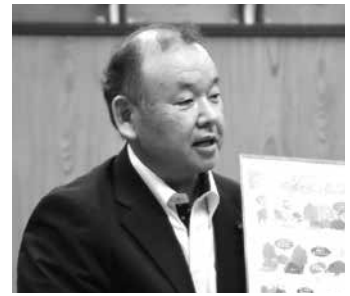
専決処分の理由として、「議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め」とあるが、7月10日に災害が発生し、7月28日に専決処分を実施していることから18日間の猶予があった。2億1,216万7千円の専決は金額から見ても議会を招集すべきであり、議会軽視と言わざるを得ない。また、災害ごみの算出方法もあまりにも大雑把で、大切な税金を使うには町民の理解を得ることができない。以上の理由により反対します。

#### 反対 宮崎 美知子 議員

●まず、補正内容以前の問題です。議会は議会本来の職責を果たさなかったのか。また、果たせなかったのか。議会を招集する時間的余裕が無かったのか。いずれもノーです。地方自治法の専決処分要件に基づかない今回の専決処分は不承認とすべきと考えます。●続いて、5カ所の仮置き場に集められた災害ごみの運搬・処理・処分費用の小山広域保健衛生組合負担金、1億4,691万円は適正額か否か。●災害ごみは一般ごみなのに、なぜ、産業廃棄物業者に委託するのか。●負担金の前提である仮置き場5カ所のゴミ重量2,700トンの根拠は何か。●益子町は平成24年5月に竜巻災害が起きた。被害状況は負傷者9名、全壊46棟、半壊37棟、一部損壊305棟、巨木を含む倒木多数でしたが、すべてのごみ重量は1,972トンで、処理費用は6,235万円でした。●野木町はなぜ多くて高いのか。補正予算の再検討を求めます。

【質問要旨】

1. 带状疱疹ワクチンの助成について
2. 町の鳥獣対策について



折原 勝夫 議員

**問** 带状疱疹は、加齢、疲労、ストレスなどで体の免疫力が低下すると発症しやすくなり、80歳までに3人に1人がかかるといわれています。

ピリピリ、チクチク、ズキズキといった神経痛が出て、やがて痛みのある部分に赤い斑点が現れます。

带状疱疹が重症化すると治療が長引いたり、痛みや障害などの後遺症の事例もあるそうです。

带状疱疹の症状や重症化を抑制するのに有効なのが、ワクチンです。

ワクチンは、2種類あり、接種が1回で終わる「生ワクチン」が1万円程度、接種が2回でより効果が高いとされる「不活性化ワクチン」が2回で4万円程度かかるとされ、費用が高額となることから接種を諦める高齢者も多いといわれています。

このような状況を踏まえ、全国の多くの自治体でワクチン接種に対する助成が始まっており、近隣市町をはじめ県内でも、助成の動きが進んでおります。

本町でも带状疱疹ワクチン接種の助成は、いかがでしょうか。

**答** 带状疱疹ワクチン接種の助成について、国や県の動向を確認しながら、町としても来年度に向けて積極的に検討してまいりたいと考えております。

**問** 昨年3月、友沼でイノシシによる人的被害が起きたことは、まだ記憶に新しいと思います。

注意喚起として、兵庫県芦屋市では、イノシシの生態やイノシシに出会ったらどうする

のかなど分かりやすいパンフレットを作成し市民に配布しています。



芦屋市のパンフレット

また小山市では、イノシシが出没した場所に、「イノシシ出沒注意！」の看板を立てています。

本町でもこのような注意喚起は、いかがでしょうか。



**答** イノシシが出没した際に、町民には対処方法をメールでお知らせしています。

パンフレットがあれば、学校でも子どもたちの安全を守るための資料として活用できると思います。

また現在は、職員の手作りの看板を立てていますが、よりわかりやすいものを検討してまいります。

**問** 栃木市では、イノシシによる農作物の被害防止策として「電気柵等」を設置する際に、個人で20万円、団体に100万円を上限とした補助金を交付しています。

本町でもそのような取組は、いかがでしょうか。

**答** 今年度、「野木町鳥獣被害防止計画」を改定するので、その中で検討してまいります。

## 【質問要旨】

1. 町の脱炭素社会をめざす  
施策について

鈴木 孝昌 議員

**問** 言葉の定義を確認いたします。「脱炭素・カーボンニュートラル・ゼロカーボン」とは共に、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする。「脱炭素社会」とは、二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることが実現された社会。「ゼロカーボンシティ」とは、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロに取り組むことを表明した地方公共団体を指す。ここで言う実質ゼロとは、家庭や事業所から出る二酸化炭素を減らし、森林等による吸収分と相殺して、実質的な排出量をゼロにすると理解しています、よろしいでしょうか。

**答** 私どももそう理解しています。

**問** 環境省は、脱炭素事業に取り組む自治体や民間事業者に対して、先行地域として脱炭素交付金を活用して脱炭素の実現を目標に掲げています。その活用要件には、自治体が考える脱炭素実現に向けた具体的施策をまとめたロードマップが必要になります。野木町脱炭素ロードマップを作成し、先行地域を目指すべきです。宣言だけでは町民・事業者・職員は、何に組み、どこを目指すのか、目標を見失います。町の考えを伺います。

**答** 地球温暖化対策実行計画を令和6年に策定予定です。その中で目標をしっかり定め策定を考えています。

**問** 栃木県も昨年ロードマップを策定し、先行地域創出を掲げ、意欲ある市町や地域をモデル地域に指定して取組を他市町に広げ、環境省の先行地域入りの後押しをして、栃木県内の牽引役になってもらう基本構想を提示しました。その構想に町は手を挙げる考

えはあるのか、お聞きします。

**答** 県内の先行地域の動き・動向を参考に進めていきたいと考えております。

**問** 野木町は脱炭素社会と言う未来に向けて走り出しました。素晴らしいことではありますが、ハード面・ソフト面でも複雑で多岐にわたります。そこで、縦割りの弊害を飛び越え、横断的な連携が図れるよう、新未来のまちづくりを考え、気候変動対策課・カーボンニュートラル推進係の新設を行い、町の本気度を見せるべきです。

**答** 人員の配置や業務量などを考慮し、関係課と協議していきたいと考えています。

**問** 全町民に地球温暖化、脱炭素に関心を持って頂き、町民の合意形成を結ぶ情報発信として、野木町版ガイドブックの作成はいかがでしょうか。

**答** 作成する予定はございません。

**意** 私は、ガイドブックを小中学校に授業で活用して脱炭素社会や地球温暖化の知識を得、小中学生でも出来る節電・節水・ゴミの削減に取り組んで頂きたいと考えていました。皆さんはタブレットで授業をしていますので、県のガイドブックをダウンロードして授業に取り組んで頂きたい。

まさに、2050年の脱炭素社会を目にするのは今の小中学生であります。

脱炭素宣言をする  
真瀬町長

## 【質問要旨】

1. デジタル田園都市国家構想の推進について
2. SDGsの取組について



黒川 広 議員

**問** デジタル田園都市国家構想の推進について、野木町としての取組の基本的な考え方について伺います。

**答** 国においては、昨年6月にデジタル田園都市国家構想基本方針を示し、全国各地でも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指し、推進しており、町としても、この国の方針に沿って交付金などの補助制度を積極的に活用し、地方創生のさらなる推進に向けて取組んでいるところです。

**問** デジタル実装タイプの交付金対象事業が決定され、野木町として優良モデル導入支援型(TYPE1)に「来てもこなくても書かせない窓口」の事業名で応募し、478万1千円の交付金が交付されることになっているが、この事業の具体的な内容はなんでしょうか。

**答** マイナンバーカードを活用し、窓口業務の一部をデジタル化するものであり、今年度は住民課の転入、転出等の手続きや、こども教育課の子育て関連手続きについて、簡単窓口システム及びオンライン申請システムを導入し、来庁者のご負担を軽減することを考えています。

**問** 次にゼロカーボンシティ宣言後の取組について伺います。一般質問の前提ですが、実施計画や何かが十分に検討されていない現時点では、質問しても回答とかみ合わないと思いますので、具現化する必要があると思われる事項について、他市町の例を参考にして提案します。お考えをお聞かせ願いま

して、参考にさせていただければと思います。まず、宣言を行うに至るまでの庁内の取組の状況について、伺います。

**答** 当然、部長会議、部課長会議、庁議等に諮り宣言文を固めたところです。ゼロカーボンシティ実現計画の取組については、令和6年度に地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定するよう、担当課で準備しているところであり、策定段階では、国や県が既に策定している実行計画や町の諸計画との整合性を図っていきたいと考えます。

**問** カーボンニュートラルプロジェクトチーム(仮称)を設置し、全庁的に取り組んだらいかがでしょうか。

**答** 課の設置も有効かと思しますので、国の動向、人員配置、業務量等を検討しながら、関係課と協議していきたいと考えます。

**問** 行政のみならず、関係者の協力と実行が求められるので、町内の英知を結集して、脱炭素社会の構築に向けた体制を創設したらいかがでしょうか。

**答** 議員ご提案のとおり、町内の英知を結集すべく、町民をはじめ、職員、事業者、有識者などを選定し、体制を整えて行ければと考えます。



## 【質問要旨】

1. 農業政策について
2. 農業体験学習に関する  
こども教育について
3. 平地林について



針谷 武夫 議員

**問** 農地取得に対する報告義務、適格基準の見直しによる町の対応について伺います。

**答** 農地法の一部が改正され、本年4月1日より本町においては、農地取得後の面積が50アール以上であることとされています。下限面積の要件が撤廃され、50アール以下の農地の取得が可能となりました。

**問** 農地法の改正の趣旨は、意欲を持って農業に新規参入する者を地域内外から取組むことが重要であるため、改正されたものと答弁がありました。農地取得イコール農業経営するものと認識しております。一定の面積がないと成り立たないと思います。町の考えを伺います。

**答** 新規で自家消費の農業でも参入できることになりましたが、農業経営となると町で作成している農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想があります。そこで町の主要な営農類型について示しており、経営規模、作付面積も示されています。

**問** 人・農地プランというのを作成して、現在も継続中であると思います。その人・農地プランと今回の地域計画は、どのように違ってくるのか伺います。

**答** 農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、人・農地プランは、地域農業のあり方を示したもので、地域計画の策定においては、地域農業のあり方に加えて、新たに10年後の一筆ごとの農地の耕作者を示した目標地図を作成することが義務づけられました。

**問** 森林計画の対象となっている森林は、地権者の方はあまり認識していないようです。明確な周知徹底についてどのように考えているのか伺います。

**答** 森林は、水源の維持保全や、災害防止・環境の保全といった公益的機能を有しています。開発行為を行うにあたっては、森林の有する役割を阻害しないよう適切に行うことが必要です。その適正な利用を確保することを目的として、伐採届や開発許可制度が設けられております。森林法の地域森林計画対象の民有林について、ご理解いただくよう積極的に周知に努めてまいりたいと思っております。

**問** 森林環境譲与税の活用について、年間どのような規模でやるのか、また、どのような調査をして森林環境譲与税の活用をしていくのか伺います。

**答** 令和元年度より譲与が始まり、これまでの用途については、木材利用、普及啓発費及び基金への積み立てに充ててまいりました。平地林の森林環境譲与税の活用については、今後、道路に面した民有林の危険木や枯れ木の伐採、平地林の下草刈り等に活用できるように検討して参りたいと思っております。



## 【質問要旨】

1. 遊休等公共施設の管理状況と活用について
2. 業務委託について



坂口 進治 議員

**問** 野木町健康センター(ゆ〜らんど)の現状と今後の活用について伺います。

**答** 健康センターについては、指定管理者制度により運営を行ってきましたが、入場者数の減少や諸物価の高騰による管理運営費の増大が避けられず、指定管理者辞退の結果となり、令和5年7月1日より休館しています。現在は、防犯上の面から施設整備や、衛生上の面から浄化槽等の必要最低限の保守点検及び管理を行っています。また、入場料の見直しなど、運営の継続等の検討を庁内の検討委員会で行いましたが、健全な収支バランスが見込めないことや、設備の老朽化による修繕費用の増大等が見込まれることから、庁内検討委員会において、令和6年度以降においては事業休止と判断しました。

その後、存続を望む利用者の声もあることから、外部検討委員会を組織し、より広くご意見を伺い、今後の事業運営や施設の利活用を含め、庁内委員会での決定結果を踏まえた上で、今後慎重に検討することになっています。

外部検討委員会については、近々、第1回目を開催したいと思っています。これからの野木町にとってどのような選択がいいのか、考える糸口となればと考えています。



**問** 小学校・中学校の今後のプールの活用について伺います。

**答** 町内小中学校の老朽化による施設管理や改修費用が課題となる中、費用対効果の観点から、佐川野小学校においては気候的に民間のスイミングスクールを活用した水泳指導の外部委託を行いました。その結果、天候に左右されない計画的な事業の実施、インストラクターの指導による技術の向上、教職員によるプール管理の負担軽減など、学校における評価は好評でした。

スイミングスクールは年間を通して利用できるため、今後はカリキュラムマネジメントを図り、老朽化の著しい学校から順に民間施設の有効活用へと移行していきたいと思っています。そのため、老朽化したプールは順次解体し、その跡地を駐車場等に利活用したいと考えています。

**問** 町の業務委託の定義について伺います。

**答** 業務委託については、特に地方自治法や町財務規則において定めているものではありません。しかし、一般的に言えることは、行政が業務を行うに当たり専門的な知識や技術を必要とするものについては、委託をした方がより効率的で効果的な業務運営ができるものなどについて業務委託を実施しています。これにつきましては入札などの手続きを経て実施しているのが現状です。

現在、町では町民サービスが向上し、業務の効率化が図れるよう各課において業務委託を実施しているところです。

## 【質問要旨】

1. 町の人口の推移等について
2. 献血の啓発について
3. 町の合併について
4. ゴミの分別について
5. 受動喫煙対策について



館野 崇泰 議員

**問** 2025年75歳以上の方が町全体の人口に占める割合はどれになりますか。

**答** 20%に近づき5人に1人の割合です。

**問** 所有者不明の土地は、収入未済額になると存じますが、答弁では納税通知書が戻ってしまう物件が4件との事です。不能欠損の固定資産税は平成25～令和4年まで5,276万円です。1平米の課税率100円とした場合、約5万平米、1万5,432坪で30坪が一軒あたりにすると514件が欠損ですが、登記が完了し所有者が亡くなっていた場合は、所有者不明に該当しますか。

**答** 所有者不明とはなりません。



空き家  
課税収入済み 451 件  
課税不納 ?

**問** 2040年までに全国約半分の自治体が消滅する試算が出ていますが、そうした情報を町民に知らせますか。

**答** 現在の所、他自治体との合併は考えていません。

**問** 合併するかどうか、住民投票をした場合、最低限度数を定めますか。

**答** 合併の機運が高まった場合は住民投票を行います。最低限度数は検討されると存じます。

**問** 栃木市と小山市が一緒の市になる場合、躊躇なく手を挙げるという事は万歳する事になりませんか。

**答** 野木町が県境の茨城県に近い小さな町が一つ残り、耐えうる行政の内容は非常に欠落したものと危惧される所から、その時は手を挙げます。

**問** 相手があって合併は成り立ちます。失敗例が五霞町さんでした。来年、町長選挙ですが、合併するか否かの住民投票と一緒にできませんか。

**答** 古河の方に「最後の町長」になるんだから嫁にこないかと言われながら、ここまでできました。何かのアンケートで意思を確認すべき時がきたら、意思を確認する。首長である自分の役目と思っています。

**問** 2027年に医療機関の輸血用の血液がなくなると言われています。緊急で運ばれる外科手術は3パーセント、40%ががん患者さんに使われるそうです。CO<sub>2</sub>問題より先に献血の町宣言をされてみてはどうですか。

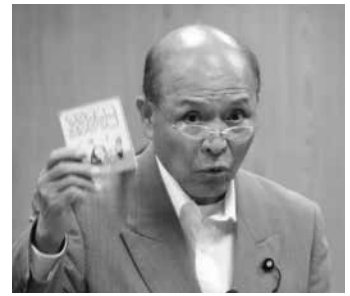
**答** 献血に対する周知、協力を行っていきたいと考えています。

**問** たばこの受動喫煙対策では、屋外でもどこでもタバコが吸えて、副流煙を吸ってしまう環境です。これを変えるために先ず駅自由通路部分に喫煙所を設けられませんか。

**答** 要望等もございますので参考にさせて頂きたいと思います。

## 【質問要旨】

1. ラジオ体操の拡大について
2. 乗合巡回バスの運行について
3. 浸水、洪水対策について
4. 給食の無償化による子育て支援について



野田 光典 議員

**問** 健康タウンのぎ宣言はしたものの発信力が乏しく、ラジオ体操の普及に繋がっていません。

**答** 町民が自発的に健康づくりに取り組むことを目指し、自主的な健康づくりの取組として、健康マイレージ事業やウォーキングパスポート事業など実施しています。



**問** 野木町独自のラジオ体操スタンプ帳を作成配布することにより、高齢者のラジオ体操への参加意欲の向上を図ることが出来るのではないですか。

**答** 議員ご提案の町独自のラジオ体操スタンプ帳の作成につきましては、現在のところ考えておりません。

**問** デマンドタクシーですが、今、本当に困られている方が多く、大部分の方が行きはよいよい帰りは困る、ということが多いので、野木町で出来ないのなら、小山市、古河市にお願いして、是非やっていただければありがたいと思います。

**答** 町内におバスのバス停を設置すると、デマンドタクシーの運行を委託しております町内タクシー事業者にも影響を与えるということから、合意に至っていないのが現状です。

**問** 逆川排水機場の点検整備については、検討委員会の報告書に基づいて点検されているか伺います。

**答** 濁水期には月1回、出水期には月2回実施し、職員が必ず立ち会っています。

**問** 国土交通省の逆川排水機場のポンプ停止命令について伺います。

停止命令に従いますと、浸水する約3,000人の家の2階まで水没し、生活・生命・財産を脅かす可能性があります。

**答** 令和元年の時は町の判断でポンプを停止しました。その際、堤防が切れる事で生じる二次被害、三次被害を考慮した上での判断という事で行っています。

**問** 万一、水害が発生または発生の恐れがある場合の避難場所について伺います。新橋小学校は無理という話がありました。古河市の福祉の森会館を見てきましたが、新橋小学校は3メートル、古河市は5メートルを超えるくらいのところで、緊急避難場所ではないんです。「最後に逃げ込める場所」で名前がちょっと違います。緊急避難場所と言うと、法律上いろいろ厄介な事が出てくるので名称を変えて実施していますが、野木町ではどうして出来ないのですか。

**答** 新橋小学校は緊急避難場所の条件のうち、構造条件は満たしていますが、避難経路上支障が生じる場合がありますので、緊急避難指定場所として開設はいたしかねます。



## 【質問要旨】

1. 学校給食における食物アレルギーを有する児童生徒への対応について
2. 7月10日突風被災者への復旧支援金について
3. 公園のトイレと健康器具について



宮崎 美知子 議員

**問** 7月10日の突風災害は、住宅準半壊3棟、一部損壊74棟、非住宅損壊29棟、倒木、電柱倒壊、役場・学校施設の一部破損等、町始まって以来の自然災害となりました。農業関係被害額は1億360万円でした。

先日の議会で、家屋被災に対する見舞金が承認されましたが、それとは別に町独自の生活再建支援策を打ち立てなければならない災害です。根拠は過去の町条例です。行政執行の公平・平等の観点から質問します。

**答** 町は、「野木町災害見舞金支給要綱」を制定しています。今回、支給要件に当たる住家被害はありませんでしたが、町では、支給要件に当たらない被災者に対し見舞金が支給できるよう交付規則を策定し対応しました。

**問** 平成27年9月の「関東東北豪雨」災害は、「生活再建支援法」及び、「県生活再建支援制度」の対象にならなかったが、町は同年10月臨時議会で、町独自の「災害見舞金条例」と「被災者住宅復旧支援条例」を制定し被災者の生活再建を支援したのです。

「見舞金」は、床上浸水7万円＋義援金配分18万円の計25万円。床下浸水は、1万2,600円。「住宅復旧支援」は床上浸水10世帯を対象に、復旧に要する相当額として50万円を上限に支給するとしました。

①今回の突風で近所の瓦が吹き飛び屋根瓦や窓ガラスを直撃しました。②自宅屋根等が吹き飛び、短時間集中豪雨で壁、畳等が使用物にならなくなり、やむを得ず解体に至った準半壊、一部損壊の被災にこそ復旧支援金を支給すべき根拠があります。伺います。

**答** 町独自で、との質問かと思いますが、町は県の災害支援を基本に考えています。

**問** 平成24年5月、益子町で竜巻災害が起きました。全壊46、半壊37、一部損壊305世帯でしたが、支援法の適用対象外でした。益子町は、全壊・大規模半壊100万円、半壊100万円以内、一部損壊50万円以内の支援制度を実施。総額4,570万円の町単独事業でした。半壊と準半壊の差は紙一重です。益子町を参考にすべきです。

**答** 益子町の件を受けて県は制度を設けたものですので、町としてはこれを基本にやっていきたいと思っています。



災害ごみ仮置き場（総合運動公園）

**問** 調査をした県内自治体はすべて、「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）に基づき安全を最優先した除去食・代替食を提供していますが、野木町ではアレルギー除去食、代替食の提供を一切実施していません。なぜしないのか、伺います。

**答** 給食を安全に提供するためには施設設備・人員確保が必須条件です。施設整備については老朽化対策を実施していく段階で、現時点での対応は難しく、アレルギー対応は、各自の対応となっています。

## 【質問要旨】

1. 町の情報発信について
2. フードバンク事業について



久木 亘佑 議員

**問** 各SNSの登録者数について伺います。

**答** 9月現在で、X(旧Twitter)が1,578人、Facebookが474人、LINEが808人となっています。

**問** 各SNSの周知方法について、ひまわりフェスティバルやはたちを祝う会などのイベントにおいて対面で周知することを考えていますか。

**答** 現在、広報「のぎ」、町内のイベント、全町避難訓練の際において、SNSの登録をお知らせしているところです。ひまわりフェスティバルなど多くの方が来場されるイベントについては、なるべく職員も出向いて、一人でも多く登録していただけるように努めてまいりたいと思います。

**問** SNS運営の一部を、地域ボランティアやジュニアリーダーズに町から協力依頼することは検討できませんか。

**答** 充実したSNSにするためには、協力いただくことは、有効な手段であるかと思っています。今後の課題を踏まえ、先進事例を参考に調査研究していきたいと思ます。

**問** 野木町民を対象として、スポーツや文化系の全国規模の大会出場、入賞の情報について、SNSを利用して報告することを検討できませんか。

**答** 情報をSNSなどに掲載すれば、出場された方々も励みになりますし、町のPRにつながると思いますので検討していきたい

と思います。

SNSの掲載については、現在、総務課担当者で発信していますが、今後、各課でも掲載できるよう検討しています。情報が入り次第、速やかに掲載できるよう努めていきたいと思っています。

野木町SNS・公式ホームページで町の情報発信中!!



**問** フードバンク事業において、同じ人に対しての支援回数が年間4回となっていますが、今後実績に応じて増やしていくことができるのか伺います。

**答** 今後、事業を実施していく中で検討していければと考えています。

**問** 周知方法について、支援希望者に対する案内が不足している印象でしたが、今後SNSを利用して通知することを検討できませんか。

**答** 町では、チラシについては設置等しています。各種媒体をもって、広く発信していきたいと考えています。

**問** 現在、総合サポートセンターでおさがり会を実施していますが、今後フードバンク事業の拡大版として、日用品バンクを検討できませんか。

**答** 今後はその自由度の高いフードバンク事業の拡大について、試行錯誤を重ねながら進めていきたいと考えています。

## 【質問要旨】

1. 町の高齢者支援の状況について
2. 町のハザードマップについて



梅澤 秀哉 議員

**問** 豪雨の時の防災行政無線や広報車の声は、特に高齢者には聞こえにくい。

そのため、「防災たより」のようなプッシュ型での情報提供は非常に有効です。

最近ではスマホを持っている高齢者も増えており、サロンや老人会の会合など高齢者が集まる場を積極的に活用して、高齢者の防災たより登録者を増やしてはいかがでしょうか。

**答** 町で人が集まる機会は多数あるので、そのような場で防災たより等の登録者を増やしていければと思っています。

**問** 現在の安全・安心見守りネットワークの登録者数は、要支援者231人に対し支援者が182人とのことですが、協力しようと思っている方を十分活用できないことで支援者が減っているように思います。このような状況をどのように考えますか。

**答** 従来は支援者と要支援者1対1のマッチングが可能でしたが、現在は自治会など小さな集団で複数の方の見守りを行えるか検討しています。

**問** 歯周病は全身の健康に影響すると言われていますが、野木町の歯周病の健診率は4.4%で県の平均値より低くなっています。この結果をどうとらえていますか。

**答** 歯周疾患健診は生活習慣病健診に比べ認知度が低く、検診はがき等が届いてもなかなか健診に繋がらないのが現状です。

今後は対象者への個別推奨を継続するとともに、広報やホームページ、SNS等で歯周病に関する知識の普及、検診の実施勧奨を行っていききたいと考えています。

**問** 高齢になってくると誤嚥の症状が出てきて、それが起因となる誤嚥性肺炎は高齢者の大きな死亡原因となっています。

誤嚥障害の可能性を見つけるのに、スコア評価式の質問が有効だと言われていますが、現在の口腔ケアの指導に取り入れてはどうか。

**答** 今後は、摂食嚥下障害質問シートの活用について検討していきたいと考えています。



現在の洪水ハザードマップ

**問** 町民に配布されている洪水ハザードマップは作成から4年以上が経過し、提供する情報の見直しが必要な時期だと思いますが、改版の必要性について伺います。

**答** 令和3年5月に国の避難情報等が改訂されたので、現在改訂版ハザードマップを作成しています。

**問** 現在のハザードマップでは、3m未満と5m未満の色合いが非常にわかりにくいいため、改版時に考慮していただきたい。

**答** 現在の配色は国で決められていますが、透過率を変更するなど、少しでも利用者の方々に見やすくなるようにしていきます。

## 令和5年9月定例会の各議案に対する賛否（議長を除く）

（賛否の分かれた案件のみ記載しています。他の案件は全員賛成で可決されました。）

議案等	議 員												賛 成	反 対	採決 結果	
	宮 崎 美 知 子	眞 瀬 薫 正	館 野 孝 良	館 野 崇 泰	坂 口 進 治	鈴 木 孝 昌	黒 川 広	針 谷 武 夫	折 原 勝 夫	梅 澤 秀 哉	小 川 信 子	野 田 光 典				久 木 亘 佑
令和4年度野木町一般会計歳入歳出決算の認定	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	1	認 定
専決処分事項（専決第6号）の承認を求めること	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	10	3	承 認

※表内の○は賛成、×は反対

## 議会の主な活動記録

令和5年

- |  |  |
|--|--|
| <p>8月10日(木) 議会全員協議会</p> <p>24日(木) 議会運営委員会<br/>町村議会広報クリニック<br/>天機奉伺</p> <p>26日(土) 第11回ふれあい夏祭り</p> <p>29日(火) 議会全員協議会</p> <p>9月 7日(木)～21日(木)<br/>第4回野木町議会定例会</p> <p>12日(火)・13日(水)、15日(金)<br/>予算決算常任委員会</p> <p>14日(木) 総務経済常任委員会<br/>文教民生常任委員会</p> <p>28日(木) 議会全員協議会<br/>予算決算常任委員会</p> <p>29日(金) 戦没者追悼式</p> | <p>10月 3日(火) 議会運営委員会</p> <p>8日(日) 野木町消防団ポンプ操法大会</p> <p>11日(水) 議会全員協議会</p> <p>13日(金) 議会運営委員会行政視察<br/>(那須町、高根沢町)</p> <p>22日(日) 野木町消防団通常点検</p> <p>23日(月)・24日(火)<br/>文教民生常任委員会行政視察<br/>(福島県楢葉町、茨城県茨城町)</p> <p>31日(火)・11月 1日(水)<br/>総務経済常任委員会行政視察<br/>(山梨県昭和町、埼玉県寄居町)</p> |
|--|--|

**※8月より議会全員協議会及び各委員会で、タブレットの使用を開始しました。**

### \* 編集後記 \*

7月10月のダウンバーストから、数か月が経過いたしました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。また、復興に向けご尽力くださっているすべての方々に感謝申し上げます。

厳しい夏も終わりを迎え、今年の「中秋の名月」は大変美しい満月を見ることができ、残暑が残る日々でしたが秋を楽しむひとときとなりました。

さて、今号は、令和4年度の決算審議を主にお届けいたします。さらに、10名の議員より様々な角度からの一般質問も見どころです。そして今回より、誰にとっても読みやすくなるよう、新しい文字のデザインとしてUD(ユニバーサルデザイン)フォントを使用することとなりました！

これからもみなさまにご愛読いただけるよう努めてまいります。

議会だより編集副委員長 久木 亘佑

## 野木町議会のページ



（野木町公式 HP 内）

議会の情報はこちらから  
ご覧いただけます。

野木町議会

検索

URL : <http://www.town.nogi.lg.jp/page/dir.000066.html>

《編集発行 議会だより編集委員会》

委員長 梅澤 秀哉	副委員長 久木 亘佑
委員 館野 孝良	委員 黒川 広
委員 小川 信子	委員 野田 光典
〒 329-0195 栃木県下都賀郡野木町丸林 571	
TEL 0280-57-4106 FAX 0280-57-4190	
E-mail : <a href="mailto:gikaijimukyoku@town.nogi.lg.jp">gikaijimukyoku@town.nogi.lg.jp</a>	